

令和8年度

### 三鷹市の「部の方針と重点管理事業」を策定しました



☎企画経営課 ☎0422-29-9031

三鷹市が8年度に重点的に取り組む事業を部ごとに定めています。全文は市HPや市立図書館、コミュニティセンターで閲覧できるほか、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センターで配布します。



### 介護フェスタ2026



知ってください介護のこと  
「介護サービスを上手に活用しよう」



☎介護保険課 ☎0422-29-8095

介護サービス事業者が連携し、介護保険やケアマネジャーの仕事、介護事業所のサービス内容・利用方法などをパネルで紹介します。

📅7月13日(月)～17日(金)午前8時30分～午後5時(17日は4時まで)  
📍市役所1階市民ホール 📅期間中会場へ

### 介護保険に関するお知らせ



☎介護保険課① ☎0422-29-9277、② ☎0422-29-9274

#### ①7月中旬に令和8年度の介護保険料の決定通知書を発送します

##### 公的年金を年額18万円以上受給している方

原則、特別徴収(年金からの天引き)となります。

##### 普通徴収の方

納期限(年度8回)までに金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリなどで納付をお願いします。口座振替の方は、各納期限に指定口座から引き落とされます。

※第1・2・4・5段階の介護保険料算定基準が「80万9,000円」から「82万6,500円」に見直されました。

※7年度税制改正への特例対応で、7年度の基準で合計所得金額および住民税の課税・非課税を判定する場合があります。

##### ◆市独自の保険料軽減制度(65歳以上で低所得者の方)

次のすべての条件に該当する方は、申請により保険料が軽減されます。詳しくは市HPでご確認ください。

- 介護保険料の所得段階が第1～3段階(生活保護受給者、特別養護老人ホームなどの入居者を除く)
- 前年中の収入が、第1段階の方は82万6,500円、第2・3段階は160万円以下(世帯員が1人増すごとに60万円を加算)
- 自己の居住用を除き、処分可能な不動産を所有していない
- 200万円(2人以上の世帯は400万円)を超える預貯金などの資産を所有していない
- 住民税が課税されている方の扶養を受けていない

📅7月15日(水)～28日(火)に必要書類を同課(市役所1階11番窓口)へ  
※災害など特別な事情により納付が困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。

#### ②介護保険負担割合証を発送します

要介護・要支援認定を受けている方と総合事業対象の方に、8月以降の利用者負担割合(1～3割)が記載された「介護保険負担割合証」を発送します。介護保険サービスを利用する際は、必ずケアマネジャーとサービス提供事業者へ提示してください。

### 令和7年度活動実績

## 総合オンブズマン

☎政策法務課 ☎0422-29-9165

総合オンブズマンは、市政に関する苦情を、市と市民の間で公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

#### 月別苦情申し立て受付状況 (7年4月～8年3月)

区分	受付件数	市内・市外在住者別		本人・代理人別		受付方法	
		市内 在住者	市外 在住者	本人	代理人	来訪	電話・郵送・ FAX・メール
4月	1	1	0	1	0	0	1
6月	1	1	0	1	0	1	0
10月	1	1	0	1	0	0	1
12月	1	1	0	1	0	0	1
合計	4	4	0	4	0	1	3

※苦情申し立てのない月は省略。

#### 組織別苦情申し立て内容

区分	受付件数	内容
企画部	1	企画経営課職員の対応について
生活環境部	1	生活経済課委託事業者の対応について
健康福祉部	1	高齢者支援課委託事業者の対応について
子ども政策部	1	保育支援課職員の対応について
合計	4	

#### 苦情申し立て処理状況

区分	件数
苦情申立人に結果通知をしたもの	2
苦情申し立ての趣旨に沿ったもの	0
行政の不備がないもの	2
苦情調査をしなかったもの	0
苦情調査を中止または打ち切ったもの	1
苦情申し立てが取り下げられたもの	1
次年度に調査を持ち越したもの	0
合計	4

### 三鷹市まちづくり応援寄付金の受け入れ状況



☎企画経営課 ☎0422-29-9031

「三鷹市まちづくり応援寄付金」とは、ふるさと納税を含む、三鷹市のまちづくりを応援しようとする方からの三鷹市への寄付金です。市では、この寄付金を活用し、さまざまな施策に取り組んでいます。

令和7年度は、市内外から総額45,181,672円の寄付をいただきました。今後ご支援をお願いします。

※ふるさと納税による市への寄付は、所得税の寄付金控除や個人住民税の寄付金税額控除の対象になります。

※企業・団体などからの寄付も含まれます。

※「まちづくり協力金」「ほっとベンチ」の寄付金は除きます。

寄付金の使い道	件数(件)	金額(円)
高環境の創出を目指した先導的な活動を支援する事業	39	804,766
公共施設(学校施設を含む)・道路・橋りょうの整備、自然環境の保全などを推進する事業	90	1,684,000
高福祉のまちを目指した健康福祉施策を推進する事業	42	763,000
平和事業を推進する事業	9	281,000
子ども・子育て支援を推進する事業	241	4,052,000
学校教育の充実(学校施設の整備を除く)を推進する事業	43	750,000
三鷹市内の大学の地域貢献及び地域連携の促進を支援する事業	73	6,573,000
その他個別の事業	12	2,364,579
使い道の指定なし(三鷹市におまかせ)	271	19,530,291
三鷹跨線人道橋跡ポケットスペース整備事業(クラウドファンディング)	251	8,379,036
総額	1,071	45,181,672